

利用規約・宿泊約款

利用規則

当施設は、お客様に安全・快適なご利用をいただくためと、当施設の持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。

この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1. 貴重品、遺失物の取り扱い、お預かり品について

- ・滞在中の滅失、毀損等によって生じた損害について、当施設の責に帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
- ・ご滞在中およびご外出の際は、ルームキーで確実に施錠をお願いいたします。また、お部屋を離れる際の戸締まりには十分ご注意ください。
- ・駐車場、チェックイン前の荷物預かりなどのご希望については、必ず前日までにご連絡ください。
- ・お客様のチェックアウト後、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合においては、発見した日を含め7日間当施設にて保管し、その後、最寄りの警察署へ届けます。但し、軽微な物（日常生活品等）等で、お客様がその所有を放棄したと認められるものについては、取得日を含め3ヶ月間保管の後に処分させていただきます。また、お忘れ物が食品や保管管理が困難な場合は、廃棄させていただくことがございます。

2. 客室のご利用について

1. 当施設の客室は全室禁煙です。タバコ・電子タバコ・加熱式タバコ、全てご利用は不可となります。ご遠慮ください。その他の火災が発生しやすい場所での喫煙もお断りします。
2. 近隣は一般の民家となっております。22時以降は大きな声で騒がれるのはご遠慮ください。
3. 他のお客様のご迷惑となるような行為はおやめください。
4. 契約人数を超えての客室利用は、原則禁止致します。
5. 申出なく契約人数を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。
6. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。
7. 暖房用、炊事用の火器及びキャンドル等、当施設の貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用はお断りします。
8. シャワールーム及び洗面台内での染毛・漂白剤等の使用は固くお断りします。
9. トイレは備え付けのトイレットペーパーのみ流せます。備え付け以外のトイレットペーパー及び、生理用品等の異物は流さないでください。
10. 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他当施設の外観を損なう物品を掲示することはお断りします。
11. 宿泊を目的としない利用は固くお断りします。
12. 外来者との客室での面会は固くお断りします。
13. 当宿の備品やタオル等は、持ち帰らないでください。
14. 寝具などの備品は、清潔にご使用ください。



3. 当施設内では他のお客様の迷惑になる下記の物の持込、又は行為はご遠慮ください。

- 次に定める物品の持ち込み
 - (イ) 当宿館内はペットのご宿泊、同伴は不可（盲導犬等を除く。）
 - (ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類
 - (ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び、身体に害を及ぼす危険性のある薬品類
 - (ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品
 - (ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品
 - (ヘ) 悪臭を発するもの
 - (ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品
 - (チ) 当施設内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品
 - (リ) その他当施設が客室への持込みを禁止することとした物品
- 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為
 - 公序良俗に反する行為
 - 他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
 - 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
 - 客室以外の場所での所持品の放置
 - 客用以外の施設への立ち入り
 - 当施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
 - 営利を目的とした活動
 - その他当施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4. 客室ルームキーを紛失した場合

鍵交換が必要となった場合は、その実費をご負担いただきます。

5. 施設内の設備・備品の破損、汚損、紛失について

施設内の設備・備品等を破損・汚損・紛失した場合はその修復または買い替えに係る費用とその間売り止めになる室料を全額ご負担いただきます。

6. 緊急時の連絡手段について

- ・ 客室内に内線電話はございません。
- 緊急時のお問い合わせは、公式LINEをご利用いただきます。(LINEアプリでBed & Harvest Niijimaを検索、又は下記QRコードを読み取りください。)
- ・ 停電時に備えてペンライトを各部屋入り口にご用意しております。場所をご確認ください。



7. 防犯カメラの設置および映像の取り扱いに関するご案内

お客様各位

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当施設では、お客様に安心・安全にご滞在いただけるよう、以下の通り防犯カメラを設置・運用しております。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 設置目的

お客様および従業員の安全確保、施設内の防犯、および万が一のトラブル発生時の状況確認のため。

2. 設置場所

- ・ エントランス、各部屋出入り口
- ・ フロント・受付周辺
- ・ ロビー・他共有スペース

※客室、浴室、トイレなど、プライベートな空間には一切設置しておりません。

3. 映像データの取り扱い

- ・ 記録された映像データは、厳重に管理し、防犯および安全管理の目的以外で使用することはありません。
- ・ 法令に基づく場合を除き、第三者に開示・提供いたしません。
- ・ 映像データは一定期間経過後、自動的に上書き消去されます。

8. キャンセルポリシー

当館では、ご予約のキャンセル・変更につきまして、宿泊約款に基づき以下の通りキャンセル料を申し受けます。

- ・ 7日前～4日前：宿泊料金の30%
- ・ 3日前～2日前：宿泊料金の50%
- ・ 前日：宿泊料金の80%
- ・ 当日および無断キャンセル：宿泊料金の100%

※無断キャンセルやご連絡のない不泊については、ご予約料金の100%をご請求いたします。

※自然災害による船・飛行機の欠航の場合はキャンセル料を免除します。

9. 滞在中に体調が悪くなった場合

緊急を要する場合は、医療機関の受診をお願いします。

診療は本村診療所（04992-5-0083）

〒100-0402 東京都新島村本村4丁目10-3

診療日： 平日の午前

受付時間： 8時30分～11時30分

診療時間： 9時00分～12時00分

急患対応

上記の診療時間以外の休診時間、または土曜・日曜、祝日、年末年始などの休診日における救急受診は、本村診療所まで直接ご連絡ください。

宿泊約款

第1条（適用範囲）

- 1.当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則（以下、「利用規則」といいます。）の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 当施設に宿泊契約の申込み（宿泊予約）をしようとする方は、旅館業法第6条、同法施行規則第4条の2及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、次の事項を当施設に申し出てください。
- （1）宿泊者名
- （2）宿泊日及び到着予定時刻
- （3）宿泊者連絡先
- （4）その他当施設が必要と認める事項
- 前項に基づき当施設に申出のあった内容に変更を生じたときは、変更後の内容を速やかに当施設に申し出てください。
- 宿泊客が、宿泊中に第1項（2）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとさせていただきます。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 1.宿泊契約は、当施設が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 2.前項により宿泊契約が成立したときは、当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前又は当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
- 3.次の各号に定める事由が生じたときは、当施設は、当該お客様にかかる申込みを、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込みがなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとします。
- 4.(1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当施設が指定した日までにお支払いいただけないとき。
- 5.(2) 前条1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（但し、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。
- 6.(3) 当施設からの連絡を拒否されたとき。
- 7.前項（2）及び（3）に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還は致しかねます。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

- 1.当施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 2.宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 3.満室により客室の提供ができないとき。
- 4.災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。
- 5.宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- 6.宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 7.宿泊しようとする方が、伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- 8.宿泊に関し社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- 9.天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 10.宿泊しようとする方が泥酔者等で、他の宿泊客に迷惑を及ぼし、もしくは当施設の運営を阻害するおそれがあるとき、又は他のお客様もしくは当施設の従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 11.宿泊しようとする方について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。
- 12.保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- 13.宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込みをしたとき。
- 14.実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
- 15.宿泊しようとする方が、過去に当施設に対して代金支払い遅延などトラブルがあったとき。
- 16.その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条（宿泊客の契約解除権）

- 1.宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2.宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は違約金をお支払いいただきます。
- 3.宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日のチェックイン時間までに到着しないときは、当施設は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することができるものとします。

第6条（当施設の契約解除権）

当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又はその関係者であるとき。
- (2) 宿泊客が、当施設内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類及びこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあるとき。
- (3) 宿泊客が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。
- (7) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
- (8) 宿泊客が当施設に対して、ご利用代金の支払いをいただけなかったとき、あるいは遅延したとき。
- (9) 宿泊客が宿泊契約の締結時に、虚偽の申請をしたとき。
- (10) 宿泊客が、泥酔等で他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められたときや、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (11) この約款又は当施設の利用規則に違反したとき。
- (12) その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

前項に基づく解除の通知は、口頭又は第2条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メール又は書面により行うものとし、当該通知が、第2条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第3条3項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。

当施設が前二項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊料金の返還はいたしかねます。

第 7 条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、旅館業法第 6 条、同法施行規則第 4 条の 2 及び当施設の所在する都道府県の定める条例に基づき、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
2. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
3. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
4. 出発日及び出発予定時刻
5. 前泊地及び行先地
6. その他当施設が必要と認める事項

第 8 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、当施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、チェックイン時間を過ぎた客室の利用を原則禁止します。万が一チェックイン時間を過ぎた場合は追加料金をお支払いいただきます。（30分2,000円、清掃に支障が出た場合1泊分の料金を追加）
3. 前一项に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当施設は、安全及び衛生管理その他当施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第 9 条（利用規則の遵守）

1. 宿泊客は、当施設内の利用規則に従っていただきます。

第 10 条（営業時間）

1. 当施設内の各種施設等の営業時間は、レセプションにて館内案内、客室内のインフォメーション等でご案内いたします。
2. 前項の施設等の営業時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。
3. チェックイン時間：15:00、チェックアウト時間：10:00

第 11 条（料金の支払い）

1. 宿泊料金等の支払いは、宿泊客の到着の際又は当施設が請求したとき、日本円、当施設が認めたクレジットカード又は当施設が承認する決済手段を用いる方法により、フロント又は当施設が指定する場所において行っていただきます。
2. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 12 条（当施設の責任）

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の不履行、又は不法行為により宿泊客に損害を与えたときは、当施設に故意又は重過失のある場合を除き、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、お客様の前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。

第 13 条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、可能な限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項に基づく他の宿泊施設のあっ旋に努めたものの、あっ旋ができなかったときは、宿泊契約を解除することができるものとします。この場合における解除の通知については、第 6 条 2 項の規定を準用するものとします。また、客室を提供できないことについて、当施設の責に帰すべき事由がある場合には、当施設は、契約した客室の倍額の補償料をお客様に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。

第14条（寄託物等の取扱い）

1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品、貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。但し、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当施設に故意又は重過失のある場合を除き、その損害を賠償します。
2. 宿泊客が当施設内にお持込みになった物品、貴重品又は現金であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当施設の責に帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。

第15条（お客様の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設に連絡があり、これを了解したときに限り、責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、お客様の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間を限度として保管し、その後最寄りの警察署に届けます。但し、貴重品については、直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。また、飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合は当施設にて任意に処分させていただきます。
3. 当施設は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊客がこれに異議を述べることはできないものとします。

第16条（宿泊客の責任）

宿泊客によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為及びその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被ったときは、宿泊客に、当施設が被った損害を賠償していただきます。（故意または過失による備品・設備・寝具の破損・汚損についても、修理費・交換費・営業補償の請求する場合があります。）

第17条（約款の改定）

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

この約款が改定された場合、当施設は、改定後の約款の内容及び効力発生日を当施設のホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

客室定員数を超えて、大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、3歳児以下に限るものとし、ベッド1台につき最大1名様までとさせていただきます。

1. (1) 4歳児以上 お一人様宿泊料金
2. (2) 4歳児未満 無料
3. ※上記料金は、客室の定員を超えた場合に限り適用されます。定員が2名様分の客室「大人1名様+3歳児以下1名様」でご利用の場合は、大人2名様分の料金とさせていただきます。
4. 上記の宿泊税ならびに消費税は、税法ならびに条例が改定された場合には、その改定された規定によるものとします。
5. 宿泊税の詳細については、東京都宿泊税条例に基づいて課税されます。

違約金（第5条関係）

当館では、ご予約のキャンセル・変更につきまして、宿泊約款に基づき以下の通りキャンセル料を申し受けます。

7日前～4日前：宿泊料金の30%

3日前～2日前：宿泊料金の50%

前日：宿泊料金の80%

当日および無断キャンセル：宿泊料金の100%

※無断キャンセルやご連絡のない不泊については、ご予約料金の100%をご請求いたします。

※自然災害による船・飛行機の欠航の場合はキャンセル料を免除します。

1. 取消料は、宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮により宿泊しないこととなった全ての日の分について、その短縮の申出がなされた日から短縮により宿泊しないこととなった各日までの日数に応じて収受します。
3. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。